

会則・細則

(令和6年4月改定版)



仙台市立高森小学校父母教師会

所在地：仙台市泉区高森3丁目1番地

TEL：378-0255

目 次

第一章	総則
第二章	目的および活動
第三章	会員
第四章	会計
第五章	役員
第六章	会計幹事
第七章	総会
第八章	役員会
第九章	運営委員会
第十章	常置委員会および臨時委員会
第十一章	細則
第十二章	改正
第十三章	表彰規程
附則	
慶弔規程	
常置委員会に関する細則	
臨時委員会に関する細則	
役員選出に関する細則	
表彰に関する細則	
個人情報取扱に関する細則	
附則	

仙台市立高森小学校父母教師会会則

第一章 総則

(名称および事務局)

第1条 この会は仙台市立高森小学校父母教師会といい、事務局を同校内におく。

第二章 目的および活動

(目的)

第2条 この会は父母と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

(活動方針)

第3条 この会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 児童の教育環境、教育条件を良くする。
2. 学級活動を充実させることにより、家庭と学校の緊密な連絡をはかり、児童の生活指導に努める。
3. よい父母、よい教師となるよう研修する。
4. 教育と福祉のために活動する他の団体と協力する。
5. その他、この会の目的を達成するために必要なことを行う。

第三章 会員

第4条 この会の会員となることができるのは、次のとおりとする。
会員は別に定める会費を納入しなければならない。

1. 仙台市立高森小学校の児童の父母または、これにかわる者。(以下 P 会員という)
2. 仙台市立高森小学校の教職員。(以下 T 会員という)

第四章 会計

(資金)

第5条 この会の活動資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。

(予算)

第6条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、予算は定期総会の承認を得なければならない。この会の経理は、すべての年度予算に基づいて行わなければならない。

但し、必要やむを得ない場合は補正予算に基づいて行うことができる。補正予算は運営委員会の承認を得なければならない。

(決算)

第7条 この会の会計の決算は、会計監査を経て、総会において報告し、承認を得なければならない。

第五章 役員

第8条 この会に次の役員をおく。(但し、それぞれの役職を兼ねることはできない。)

会長	1名 (P会員)
副会長	2名 (P会員)
事務長	1名 (T会員)
書記	2名 (P会員1名、T会員1名)
会計	2名 (P会員1名、T会員1名)
総務	1名 (P会員)

(役員選出)

- 第9条
- 役員は定期総会において選出する。
役員を選出については細則で定める。
T会員については学校に一任する。
 - 役員に欠員が出た場合は運営委員会にはかり対処する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とする。(但し、再任を妨げないが同職任期は連続2年以内とする。)

(会長の職務)

第11条 会長は次の職務を行う。

1. 会長は会務を統括した本会を代表する。
2. 会長は各種会議を招集する。
3. 会長は顧問および参与を委嘱することができる。

(副会長の職務)

第12条 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。

(事務長の職務)

第13条 事務長は運営委員会の決定に基づき、この会の事務を統括する。

(書記の職務)

第14条 書記は次の職務を行う。

1. 運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信その他の書類を保管する。

(会計の職務)

第15条 会計は次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、この会の会計事務を処理する。
2. 総会において、会計報告や決算報告をする。
3. 会の財産を管理し、予算を立案する。

(総務の職務)

第 16 条 総務は書記・会計を補佐し、主に庶務に関することを行う。

第六章 会計監事

第 17 条

1. 会計監事 2 名 (P 会員 1 名、T 会員 1 名) をおく。
2. 会計監事は、毎年 2 回、この会の出納その他会計事務の監査を行う。
また必要と認めた時は、臨時監査することができる。監査の結果は総会に報告する。
3. 会計監事の任期は 1 年とし、兼任はできないものとする。
4. 会計監事の選出については細則で定める。

第七章 総会

(構成および性格)

第 18 条 総会は全会員を以て構成され、この会の最高決議機関である。

(総会の種類および招集)

第 19 条 総会は定期総会 (毎年 1 回) および臨時総会とする。定期総会は会長が招集する。臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、および会員の 3 分の 1 以上が議題を示して請求した時、会長が招集する。

(総会の付議事項)

第 20 条 総会は次の事項を付議する。

- (1) 事業報告
- (2) 会計決算報告および監査報告
- (3) 事業計画 (案)
- (4) 予算 (案)
- (5) 会則の改廃
- (6) 役員を選任および解任

- (7) 会費の決定
- (8) その他

(総会成立要件)

第 21 条 総会は、書面（電磁的記録を含む）又は召集による決議のいずれかの方法により行うこととし、いずれの場合も同等の効力を持つものとする。

(議長および議決の方法)

第 22 条

1. 議長は総会の都度会員の中から選出する。
2. 総会の議決は出席者の過半数の多数決による。
3. 総会の議決は、定期総会・臨時総会共に、召集による決議、または書面（議決権行使書）議決（電磁的記録を含む）によるものとする。

(議事録)

第 23 条 総会議事録は、総会書記が作成し、議長及び議事録署名者の署名を得なければならない。総会書記（2名）および議事録署名者（2名）は総会の都度会員の中から選出する。

第八章 役員会

(構成および職務)

第 24 条

1. 役員会は、会長、副会長、事務長、書記、会計、総務によって構成する。但し、必要に応じて各専門正副委員長、代表正副委員長の参加を要請する。
2. 委員会の職務は次のとおりとする。
 - (1) 総会または運営委員会の議決した事項に関すること。
 - (2) 総会または運営委員会に提案する事項。
 - (3) その他、この会の運営に関する事項。

(招集)

第 25 条 役員会は会長が必要と認めた時、会長が招集する。

第九章 運営委員会

(構成および職務)

- 第 26 条
1. 運営委員会は、会長、副会長、事務長、書記、会計、総務、各学年正副委員長、各専門正副委員長によって構成する。但し、必要に応じて地区代表の参加を要請する。
 2. 運営委員会の職務は次のとおりとする。
 - (1) 総会の決議に基づく本会の運営。
 - (2) 学級、学年活動、各専門委員会活動を補佐し、その他の全体活動を執行する。
 - (3) 各専門委員会の連絡調整。
 - (4) その他、この会の運営に関する事項。

(招集)

- 第 27 条 運営委員会は会長が必要と認めた時、または運営委員の 4 分の 1 以上が議題を提示した時、会長が招集する。

(成立要件および決議の方法)

- 第 28 条
1. 運営委員会は、構成の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。但し、やむを得ず委員会を欠席する場合は、事前に会長への委任を行う。
 2. 議決は出席者の過半数の多数決による。

第十章 常置委員会および臨時委員会

(常置委員会)

- 第 29 条
1. この会の円滑な運営をはかるため常置委員会をおく。
 2. 常置委員会には、次の委員会をおく。
 - (1) 学年委員会
 - (2) 代表委員会
 - (3) 専門委員会
 3. 常置委員会の必要な事項は細則で定める。

(臨時委員会)

第 30 条 特別な事項について必要がある時は、臨時委員会を設けることができる。
臨時委員会について必要な事項は細則で定める。

第十一章 細則

(細則制定)

第 31 条 この会の運営に関し、必要な細則は、この会の会則に反しない限りにおいて
運営委員会の議決を経て定める。但し、細則を制定、または改廃した場合は
その結果を総会に報告しなければならない。

第十二章 改正

第 32 条 この会の会則は総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正
することができない。

第十三章 表彰規程

第 33 条 本会会則 2 条の目的達成のため、特に功績・功労のあった者を表彰する。

附則

(会費の額) 本会の会費は月額 300 円とする。

(会則施行期日) この会則は平成 19 年 4 月 20 日より施行する。

平成 25 年 12 月 6 日一部改正

平成 31 年 4 月 20 日一部改正

令和 6 年 3 月 27 日一部改正

慶弔規程

第 1 条 本会は会則第 2 条の趣旨に則り、会費等が次の各号のひとつに該当した場合、
本規程を適用する。

- (1) 会員、児童の死亡の場合。
- (2) T 会員の転任、退職の時。
- (3) その他運営委員会が必要と認めた時。

第 2 条 慶弔の金額は原則として次のとおりとする。

- (1) 前条(1)の場合 金 10,000 円
- (2) 前条(2)以下については運営委員会にはかり決定する。

常置委員会に関する細則

1. 学年委員会

第 1 条 1. 学年委員会は各学年ごとに互選による P 会員 3 名（学年委員長 1 名・学年副委員長 1 名・広報委員 1 名）、各学級ごとに互選による P 会員（健全育成委員）および学年担任 T 会員を以て構成する。ただし、健全育成委員の人数は互選時の学級数に従う。

2. 学年委員会は、各学年ごとにおき、学年活動が円滑に行えるように、父母と教師が協力し、活動の企画・調整・運営に関し協議する。

2. 代表委員会

第 1 条 1. 代表委員会は各学年委員 2 名を以て構成し、学年活動の企画・調整・運営および会員の文化・教育面の研修・講演会等の企画・運営を行う。

2. 代表委員長・副委員長は各学年委員の中より各 1 名を選出する。

3. 専門委員会

第 1 条 1. 本会に次の専門委員会を設置する。

- (1) 健全育成委員会
- (2) 広報委員会

第 2 条 各専門委員会の活動事項は次のとおりとする。

1. 健全育成委員会
 - (1) 児童生徒の健全育成と教育的環境の改善促進に当たる。
 - (2) 会員のスポーツ・レクリエーション等により健康維持と親睦をはかる。

2. 広報委員会

- (1) 会報の編集、発行等の広報活動に当たる。
- (2) 会員や関係諸機関、諸団体に対し、情報の伝達や収集、意見の交流に努める。

第3条 専門委員会は、それぞれの委員会ごとに、健全育成委員会は各学年から専門委員各1名、広報委員会は各学年から専門委員各1名とT会員（若干名）を以て構成する。

第4条 各専門委員会は、委員の互選によって委員長1名、副委員長2名（内1名T会員）を選出する。

第5条 各専門委員会は、委員長が必要と認めた時、または、会長の要請があった時開催する。

第6条 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、各活動に関する調査・研究・企画・立案および執行に当たる。
平成27年1月22日一部改正

臨時委員会に関する細則

第1条 臨時委員会の設置および構成委員については運営委員会にはかる。

第2条 臨時委員会で討議された事項については、運営委員会に提案する。

第3条 臨時委員会は、その任務が終了した時に解散する。

役員ならびに会計監事の選出に関する細則

第1条 この細則は役員（会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名、総務1名）並びに会計監事1名の選出に関する事項を定めるものである。

第2条 役員を選出事務をとり行うため、選挙管理委員会（以下選管という）をおく。

第3条 選管は、6年生の学年委員2名と1～5年生の学年委員各1名、T会員1名、計8名を以て構成し、6年生の学年委員を正副委員長とする。

第4条 選管は次の選挙事務を行う。

1. 1年生から5年生までのP会員より、役員立候補者ならびに会計監事候補者を募る。
2. 役員候補者並びに会計監事候補者を内定した際はすみやかに全会員に公示する。
3. 選挙事務に関しては、別途に定める選管規程によるものとする。

第5条 選管は候補者が定員に達しない場合はその会を解散し、選考委員会として移行する。

第6条 選考委員会は次の事務を行う。

1. 各学年より1名(6年生を除く)を選出、並びに会計監事1名(役員会より)を推薦する。
2. 選考委員会の選出・推薦事務に関しては別途定める選考委員会規定によるものとする。

第7条 選管並びに選考委員会はその活動の経過と結果を総会で報告し承認を得る。

第8条 選管並びに選考委員会はその任務を終了した時解散する。

平成25年12月6日一部改正

選挙管理委員会規程

高森小学校父母教師会の役員選出に関する選挙が公明かつ正大に行われるよう管理するものである。

A. 立候補者が出た場合

- (1) 立候補者が単数の場合は、立候補者の自己紹介およびあいさつを全会員に文書で配布する。
- (2) 立候補者が複数の場合は、校長、会長立会いのもと意思確認を行い、それぞれの立候補者の自己紹介および挨拶を全会員に配布し、必要に応じて投票を行う。
- (3) 選管による選挙の結果を全会員にすみやかに知らせる。

B. 立候補者が出ない場合

選管は立候補者が出ない場合は、その会を解散し、選考委員会へ移行しその職務を遂行する。

平成 25 年 12 月 6 日一部改正

平成 30 年 4 月 21 日一部改正

選考委員会規程

- 第 1 条 各学年（6 年生を除く）、PTA 役員未経験者の中から抽選にて選出する。但し、校長、会長の立ち会いの下、行われるものとする。
- 第 2 条 会計監事は役員の中から 1 名推薦する。
- 第 3 条 選考委員が役員立候補者になった場合は、直ちに職務を降りる。
- 第 4 条 第 1 条で選出された 5 名の候補者の役職の決定は互選とする。但し、選考委員会の立ち会いによるものとする。
- 第 5 条 T 会員の 4 名の役員（事務長・書記・会計・会計監事）については、4 月になって教職員の転退出、着任が決まってから学校に一任する。但し、総会前に選任を依頼する。

附則

この規程は、平成 9 年 12 月 17 日より施行する。

表彰に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、会則第32条に基づき、本会会員等の表彰について定める。

(基準)

第2条 表彰者の選考基準は、次によるものとする。

1. 本会の役員または運営委員を歴任し、本会の運営・活動に尽力し、向上・発展に著しく寄与した者。
2. 本校の施設・設備改善に資した功績が大である者、及び本会の活動に対し、特段の援助を継続的に行った者。
3. その他、役員会で表彰するに相当と認めた者。

(手順)

第3条 表彰者の選考は、役員会で推薦し、運営委員会で決定する。

(方法)

第4条 表彰は総会において行う。但し、特に必要と認める場合は臨時に行うことができる。

表彰は表彰状あるいは感謝状、または記念品を贈る。

(保存)

第5条 本会に各年度の役員名を記した台帳と、表彰者台帳を備え、保存する。

附則

この細則は、平成6年4月27日より施行する。

平成19年4月20日一部改正

個人情報取扱に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、仙台市立高森小学校父母教師会（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利及び小学校全体の利益を保護することを目的とする

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条

1. 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
2. 本会会員は、児童個人や学校の情報、職務上知り得た内容及び学校が不利益になるような情報をインターネット上で流さないこととする。
3. 前項に反し掲載を行った場合は、学校が行う掲載削除要求に直ちに応じ、削除すること。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や文書等で各会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA 会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員等の名簿作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報紙への掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用しない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者へ提供しない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条 本会は、個人情報第三者（第 12 条 1 号から 4 号の場合を除く）に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者（第 12 条 1 号から 4 号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示)

第 15 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取り扱い及び学校の不利益に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 本会の「個人情報取扱に関する細則」は、運営委員会において審議し承認をもって改正することができる。なお、本規則を改訂した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

この細則は、平成 30 年 9 月 5 日より施行する。

令和 4 年 3 月 3 日一部改正